愛知県立豊橋特別支援学校 潮風教室 学校生活の手引き ホームページ用

I 生徒心得

愛知県立豊橋特別支援学校潮風教室の生徒であることを自覚し、一日一日を大切にした学校生活を送るためにこの生徒心得を守り、集団の一員として行動するよう心がけましょう。

- ・進んで挨拶をしましょう。
- ・ルールやマナーを守りましょう。
- ・睡眠や食事等、規則正しい生活を心がけましょう。
- ・思いやりの心をもって、周りの人とかかわりましょう。

1 校訓

1 体力 2 気力 3 学力

2 学習

- (1) 授業を大切にする。始業の合図までには教室内に着席し、授業の準備をする。
- (2) 家庭学習は計画を立てて、自主的・積極的に行う。
- (3) 新聞やテレビ・ラジオ、インターネット等のニュースを通して、社会の出来事に関心をもつ。

3 出欠席

- (1) 8時40分までに登校する。
- (2) 理由なく、欠席・遅刻・早退はしない。
- (3) 病気等の理由で仕方なく欠席・遅刻する場合は、当日8時30分までに保護者が電話連絡をする。
- (4) 早退の場合は、その理由を保護者が担任に申し出る。
- (5) 登校してから下校するまで、先生の許可なく校外に出ない。
- (6) 就職活動など、校長が認めた事由により授業を欠いた場合には欠席としない。

4 通学

- (1) 登校・下校
 - ア 登校及び下校の際は、交通ルールを守り、マナーに気をつける。
 - イ 学校に届け出をした通学路で登下校をする。
 - ウ 非常事態に備え、避難所や子ども110番の家を確認しておく。
- (2) 自転車使用
 - ア 自転車通学は、自転車利用届を提出し許可を得る。
 - イ 自転車通学者は月に一度自転車点検を行い、自転車点検表を提出する。
 - ウ 自転車使用時はヘルメットを着用し、保険に加入する。
 - エ 雨天時はレインコートを着用する。傘は使用しない。
 - オ 駐輪時は必ず鍵を閉める。

5 所持品

- (1) 所持品には必ず氏名を明記する。
- (2) 身分証明書は、常に携帯する。
- (3) かばんは持ちやすいものを使用する。華美でないものに限る。
- (4) 学校での学習や行事に関係のない物(多額の現金、携帯音楽プレイヤー、雑誌類、菓子類等) は持ってこない。
- (5) 現金は定期券を紛失したときのための、運賃、公衆電話代は持ってきてもよい。
- (6) 貴重品(定期券、財布、療育手帳等)は大切に扱い、登校後は学校に預け、下校前に受け 取る。
- (7) 携帯電話・スマートフォンを使用する場合は、携帯電話・スマートフォン使用届を提出する。

登下校の緊急時の連絡手段としてのみ使用する。登校後は学校に預け、下校前に受け取って帰る。

6 保健・衛生

- (1) 身体、衣服、教室等をいつも清潔にするように心がけ、心身の健康を保つ。
- (2) 校舎内外の清掃及び整理整頓に心がける。
- (3) 本人または家庭内で感染症が発生した場合はすぐに担任に伝える。

7 その他

(1) 火災及び非常の場合

- ア 火災及び非常の場合は職員の指示に従って行動する。
- イ 台風及び大地震における登校については規定に従う。
- ウ 家庭が災害を受けたときは速やかに担任に報告する。

(2) 校外の心得

- ア 通学時には制服を着用する。
- イ 身分証明書を常に携行する。
- ウ 外出時は行き先、同行者、帰宅時間を保護者に伝える。
- エ 夜間の外出や外泊は原則禁止とする。
- オ健全な交際を心がける。
- カ 飲酒、喫煙、シンナー遊び、薬物乱用及びこれらに類する身体に悪影響を及ぼす物の使用を固く禁止する。
- キ 生徒同士(福江高校生徒も含む)の携帯電話及びインターネットによるメッセージ(メール、LINE、ショートメッセージ等)のやりとりは、保護者と相談しながらルールを守って行う。
- ク 生徒同士の金銭及び、私物の貸し借りはしない。
- ケ 学校や行事について S N S (フェイスブック、インスタグラム、ツイッター等) に記事 を投稿することは禁止する。家庭で投稿するときには保護者と相談して行う。
- コ 学校内外で知り合った人に、携帯電話番号や住所等の個人情報をむやみに教えない。

- サ 学校内外で知り合った人が運転する車やオートバイに乗るときは、保護者と相談する。
- シ 原動機付自転車、自動二輪車の免許の取得については禁止する。
- ス 自動車運転免許については、卒業後、必要な場合は、学校活動に支障のない範囲で自動車学校への入校を認めることもある。自動車学校に入校を希望する場合は、事前に自動車学校通学許可願を提出し許可を得る。

セアルバイトは原則として禁止する。

II 服装等の規定

1 制服

服装	時期	詳細
夏服	5月~10月	シャツ・ブラウス(半袖)、スラックス・ベルト、スカート
合服	5月~11月	シャツ・ブラウス(半袖か長袖)、スラックス・ベルト、スカー
		ŀ
		ネクタイ・リボン
冬服	10月~6月	ブレザー、シャツ・ブラウス(長袖)、スラックス・ベルト、
		スカート、ネクタイ・リボン

※ 備考

ベルトの色は、黒又はこげ茶系統の色とする。

正しい着用の目安

- ・丈やウエスト調整以外の改造を加えない。
- ・ズボンはウエストで履き、腰履き等をしない。

- ・スカートは直立時に膝が隠れる程度とする。
- ・長袖シャツ、ブラウスの裾はスラックスやスカートの中に入れる。
- ・夏服シャツのボタンを第一ボタン以外全て留める。
- ・冬服シャツ、ブラウスのボタンを全て留める。

2 頭髮

パーマや着脱色はしない。

極端な段カット、極端な変形等は禁止する。

肩より長い場合はまとめる。ゴムやピンは目立たない色のものを使用する。

前髪は目にかからない。ラインを入れるなどの加工をしない。

3 靴下

靴下は白、黒、灰、紺を基調とする。ワンポイント程度の目立たないものがよい。

10月から4月末日の期間は黒又はベージュのストッキングを着用してもよい。

4 靴

通 学:運動靴または短靴とする。

運動靴:足のサイズに合った運動しやすいものとする。

上履き:華美でないものとし、サンダルは不可とする。

体育館シューズ:運動靴で体育館のみで使用する。

5 防寒着等

- (1) 防寒着等は、10月から4月末日に限り華美でないものを着用する。
- (2) セーターは、学校指定のものを基本とする。ブレザーの袖、裾からセーターをはみ出して着用しない。

6 体育時の服装

指定の体育服を着用する。

冬用	長袖、長ズボン、体育帽
夏用	半袖シャツ、ハーフパンツ、体育帽

- ※体育で使用する帽子は、運動に適したものを着用する。
- ※冬季は防寒着の着用も認める。

7 作業服

- ・指定の作業服を着用する。
- ※夏季は作業ズボンに体育服(半袖シャツ)を着用する。
- ※冬季は作業服の下に体育服(長袖、長ズボン、防寒着など)を着用してもよい。

8 その他

- ・化粧、マニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、アクセサリー等の装飾をしない。
- ※以上の規定によるが、例外的な取り扱いが必要な場合、華美かどうか不明な場合
 - は、事前に担任に相談する。異装許可願を担任に提出し許可を得る。

III 学校生活の決まりについて

- ・生徒、保護者、関係機関等と連携を図りながら定期的に見直しを図る。
- ・変更する場合は職員会議を経て、校長の承認を得て変更する。